

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について
(5号機 使用済燃料貯蔵プールの共用化に伴う変更)

平成19年4月2日

本日(平成19年4月2日)、原子炉等規制法(1)に基づき、国に原子炉施設保安規定(2)の変更認可申請を行いました。今後、国による審査を受けます。

具体的には、1～4号機の使用済燃料を5号機の使用済燃料貯蔵プールに貯蔵できるように記載を変更します。

- 1 原子炉等規制法とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律。
- 2 原子炉施設保安規定とは、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定。

以上